

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、千葉県北東部に位置しており、市北部地域には利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部地域は北総台地の一角を占め、山林と畑が広がる豊かな自然に恵まれたまちである。

市の人口は、昭和 60 年をピークに減少に転じており、近年はその傾向が加速し、平成 17 年から平成 27 年までの間で、約 9,800 人減、11.3%の減少となった。また、市全体の人口構成では、年少人口の比率が減少する一方で、老年人口の比率が大幅に増加しており、少子高齢化が加速度的に進行している状況となっている。

本市における産業構造は、生産額ベースでは第 1 位のサービス業と第 2 位の卸売・小売業の構成比率の合計が全体の約 3 分の 1 と大きなウェイトを占めているが、本市の特色としては、農林水産業が、全国平均と比較して特に集積しているのが特徴となっている。また、成田国際空港圏と鹿島臨海工業地帯に立地する関連企業の雇用が旺盛であるため、近隣で働ける環境にある一方で、市内の中小企業数は減少傾向にあり、中小企業の一部では担い手不足や高齢化、後継者の確保が問題になるなど、市内中小企業に対する支援の取組が喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

中小企業等による新たな設備投資、事業規模の拡大等に対する支援を行うことで、地域経済の基盤となる商工業を活性化し、雇用の受け皿となる優良な中小企業の拡大を目指す。

また、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人手不足等に対応した事業基盤の構築とともに、企業価値・生産性等の魅力を向上させ、後継者不足等の課題を抱える中小企業者の円滑な事業承継を促すなど、市内産業の維持・発展を目指す。

なお、本市における先端設備等導入計画に対する認定件数については、計画期間内合計 3 件以上を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市は、平成18年3月、1市3町が合併して誕生していることから、市内各地域に拠点となる市街地、産業用地が点在しており、広範囲にわたり産業が立地している状況にある。このため、本計画では、特定の地域を対象地域とすることなく、広く中小企業の生産性向上を実現する観点から、対象地域を市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上に向けた取組が必要となっている。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全業種・全事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

原則、本市が策定した導入促進基本計画に対し、国が同意した日から3年とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける事業者については、次に掲げる要件をすべて満たしているものでなければならない。

・雇用の安定に配慮するものとし、先端設備等導入計画に人員削減を目的とする内容を含んでいないこと。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種でないこと。
- ・ 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の関与が認められないこと。
- ・ 市税を完納していること。